資料７

子ども･子育て支援新制度に向けた検討体制

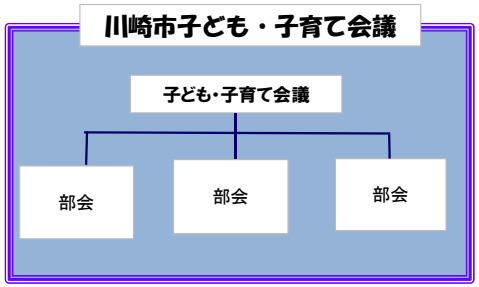

諮問答申

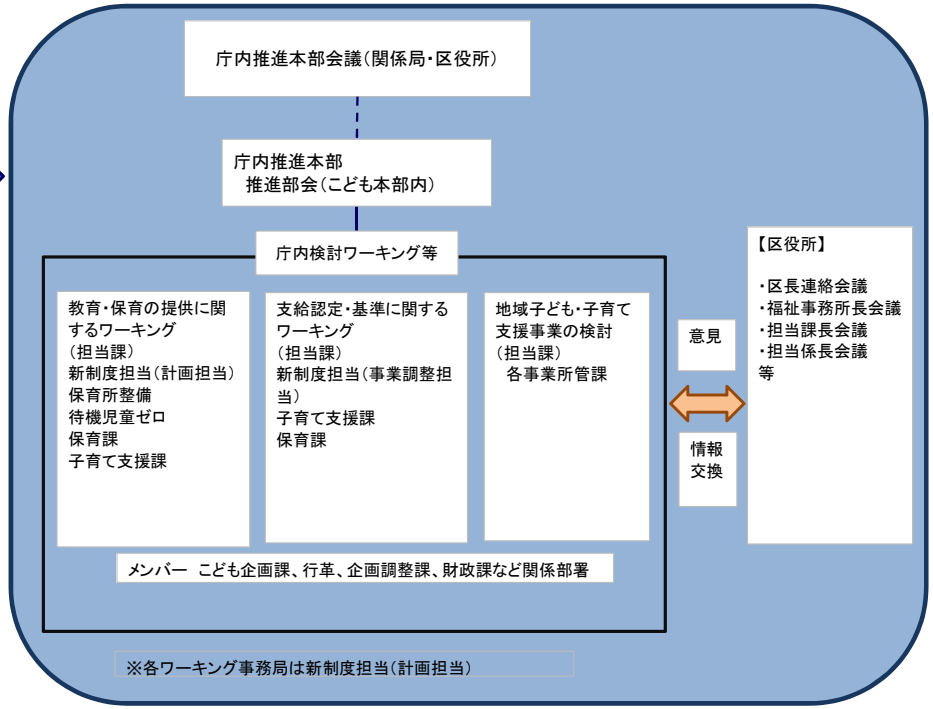

子ども・子育て会議　部会（案）

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

（内閣府告示予定）

■１号、２号及び３号認定の教育・保育の提供関係

＜地域子ども・子育て支援事業＞

■一時預かり事業
■延長保育事業
■病児・病後児保育事業

■利用者支援
■地域子育て拠点事業
■妊婦健診
■乳児家庭全戸訪問事業
■養育支援訪問事業等
■子育て短期支援事業
■ファミリー・サポート・センター事業
■放課後児童健全育成事業

■必須記載事項（都道府県・指定都市等）
- □児童虐待防止の充実関係
- □社会的擁護体制の充実関係
- □ひとり親家庭の自立支援の推進関係
- □障害児施策の充実関係
- □需給調整の考え方
（計画に無い保育所及び幼保連携型認定こども園の認可について）（幼稚園及び保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合について）
- □幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期

■必須記載事項
- □認定こども園に係る基本的考え方　特に幼保連携型認定こども園の普及に係る取組
- □幼稚園教諭及び保育士の合同研修に対する支援等、必要な支援に関する事項
- □質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策
- □教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業を行うものの相互連携の推進方策
- □認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

■任意記載事項
- □育児休業満了時（原則1歳到達時）における施設・事業の円滑な利用支援、計画的整備に関する施策
- □ワーク・ライフ・バランスの推進

【計画策定部会】
◎計画全体の調整、検討

【教育・保育検討部会】
■教育・保育の提供や利用定員の設定関係
■地域子ども・子育て支援事業（保育関係事業）関係
■基準（放課後児童健全育成事業を除く）関係
■関係記載事項

【子ども・子育て支援検討部会】
■地域子ども・子育て支援事業（保育関係事業を除く）関係
■関係記載事項